

遠野市キャッシュレス決済ポイント還元取扱店舗募集要項

1 目的

遠野市（以下「市」という。）では、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援し、消費の下支えする取組として、キャッシュレス決済を行った利用者に対して、決済金額の一部をポイントとして還元する事業（以下「事業」という。）を実施します。

本要項は、キャッシュレス決済ポイント還元取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

本事業は、市内の取扱店舗において、対象期間（以下「キャンペーン期間」という。）中に商品、サービス等をキャッシュレス決済により購入又は利用した者に、決済金額の一部をポイントとして付与するものである。

項目	内容
(1) キャッシュレス決済事業者	PayPay株式会社
(2) キャンペーン名称	くらし応援！遠野市PayPayポイント還元キャンペーン
(3) キャンペーン期間	ア 1回目 令和8年6月1日から令和8年7月31日まで イ 2回目 令和8年10月1日から令和8年11月30日まで
(4) ポイント還元率	20%
(5) ポイント付与上限	ア 1決済当たり2,000円 イ 1利用者1箇月当たり5,000円
(6) ポイント付与対象者	取扱店舗でキャッシュレス決済を利用した者 (市内在住は問わない。)
(7) ポイント付与の対象とならない取引	ア インターネット販売等、実店舗以外での支払い イ 遠野市プレミアム商品券と併用した支払い ウ 遠野市、岩手県、国などの別の補助事業が対象となっている経費への支払い エ 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など） オ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入に係る支払い カ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入に係る支払い キ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い ク 医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む。） ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い（ただし、

	料亭等明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。) コ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
(8) 売上金の精算	PayPay株式会社の規定による。

3 取扱店舗の要件

食料品を販売している小売店、飲食店等で、市内に実店舗を有する店舗とする。ただし、次の事業者が営む店舗は対象外とする。

- (1) 金融商品取引業者
- (2) 金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団員の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するものであるもの
- (4) その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと市が判断するもの

4 取扱店舗の責務等

- (1) キャッシュレス決済の利用を拒んではならないこと。
- (2) キャッシュレス決済利用者にポイント付与の対象とならない取引の内容を説明すること。
- (3) ポイント付与の対象とならない取引を行わないこと。
- (4) 1つの会計を分割し決済するなど、ポイント付与上限を超えるポイント付与を行うな決済を行わないこと。
- (5) キャンペーン期間中、取扱店舗のポスター等を必ず掲示すること。

5 取扱店舗の登録申込について

- (1) 既にPayPay加盟店で取扱店舗の要件を全て満たしている店舗（登録申込不要）

令和8年3月下旬頃に遠野商工会から登録通知を送付します。自動的に取扱店舗に登録されますので、登録申込は不要です。

なお、取扱店舗を辞退する場合は、令和8年4月15日までに辞退届を提出すること。

- (2) PayPay未加盟店舗又はPayPay加盟店で取扱店舗の要件確認が必要な店舗（登録申込必要）

ア PayPay未加盟店舗

PayPay株式会社に加盟店の手続きを行ってください。（PayPay株式会社に直接申込）

また、併せて、取扱店舗の登録申込を行ってください。（5の(2)のウの登録申込）

イ PayPay加盟店で取扱店舗の要件確認が必要な店舗

取扱店舗の登録申込を行ってください。

ウ 登録申込

(ア) 電子申込

- a 遠野商工会ホームページ又は右のQRからアクセスし、フォームに必要事項を入力
- b 添付書類等のデータを送信



- (a) 食料品を販売している小売店
食料品等を販売している店舗の様子を撮影した写真
 - (b) 飲食店
飲食店の営業許可書の写し（PDF又は画像データ）
- (イ) 書面申込
- a 「遠野市キャッシュレス決済ポイント還元取扱店舗登録申込書」に必要事項を記入
 - b 必要書類等を添付
 - (a) 食料品を販売している小売店
食料品等を販売している店舗の様子を撮影した写真を申込書裏面に貼付
 - (b) 飲食店
飲食店の営業許可書の写し（コピー又は写真）を申込書に添付
 - c 提出先
 - (a) 遠野商工会（窓口又は郵送）
〒028-0522 遠野市新穀町6番1号 あすもあ遠野2階
 - (b) 遠野商工会 宮守支所（窓口のみ）
開所日 木曜日・金曜日 9:00～16:00
- (ウ) 申込期間
- 令和8年3月16日（月）から令和8年4月15日（水）まで
（令和8年4月15日（水）までの申込分は、折込配布する「取扱店舗一覧表」チラシに掲載し、それ以降の申込みは、ウェブサイトでの周知のみとなります。）
- (エ) 審査及び承認
- 申込内容を審査し、要件を満たす場合は、取扱店舗として承認する。取扱店舗には「登録通知」を送付する。
- (3) その他
- ア 複数の店舗、営業所を持つ事業者は、希望する店舗ごとに申込すること。
 - イ 複数のPayPayQRコードを契約されている店舗の場合、使用するQRコードごとに登録が必要です。
 - ウ キャンペーン期間の途中で導入されたキャッシュレス決済端末は、ポイント還元の対象にならないことから、遠野商工会に必ず連絡すること。

6 取扱店舗の取り消し等

虚偽の申込又はこの「募集要項」に違反する行為が認められた場合、取扱店舗の承認を取り消す場合がある。また、損害金が発生した際は、請求する場合がある。

遠野市キャッシュレス決済ポイント還元取扱店舗登録申込書

私は、「遠野市キャッシュレス決済ポイント還元事業」の趣旨を了解し、遠野市キャッシュレス決済ポイント還元取扱店舗募集要項に従い、取扱店舗として登録したいので下記のとおり申し込みます。

記

申込日	令和8年 月 日
フリガナ 事業所名	
フリガナ 代表者名(役職名、氏名)	
事業所の所在地	〒 —
事業所の電話番号	()
フリガナ 登録店舗名	
登録店舗の所在地	〒 — 遠野市 町
登録店舗の電話番号	()
業種 (該当する業種にチェック)	<input type="checkbox"/> 食料品を販売している小売店→※1 <input type="checkbox"/> 飲食店 →※2
主な取り扱い品目	
誓約事項 (チェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 私は、遠野市キャッシュレス決済ポイント還元取扱店舗募集要項に従い、公正な取り扱いをすることを誓約します。また、反社会的勢力ではなく、将来にわたっても該当しないことを誓います。

※1 業種において、「食料品を販売している小売店」に該当する場合、食料品等を販売している店舗内の様子を撮影した写真を裏面に添付してください。

※2 業種において、「飲食店」に該当する場合、飲食店の営業許可書の写しを添付してください。

申請先 (遠野市プレミアム商品券発行事業業務受託者)

遠野商工会 〒028-0522 遠野市新穀町6番1号 あすもあ遠野2階 電話0198-62-2456
写真添付欄 (食料品を販売している小売店のみ)

食料品等を販売している店舗の様子

遠野市キャッシュレス決済ポイント還元取扱店舗

辞退届

私は、「遠野市キャッシュレス決済ポイント還元事業」の取扱店舗を辞退したいので、下記のとおり届出します。

記

届出日	令和8年 月 日
フリガナ 事業所名	
フリガナ 代表者名(役職名、氏名)	
事業所の所在地	〒 —
事業所の電話番号	()
フリガナ 辞退する店舗名1	
辞退する店舗1の 所在地	〒 — 遠野市 町
フリガナ 辞退する店舗名2	
辞退する店舗2の 所在地	〒 — 遠野市 町
フリガナ 辞退する店舗名3	
辞退する店舗3の 所在地	〒 — 遠野市 町

申請先 (遠野市プレミアム商品券発行事業業務受託者)

遠野商工会 〒028-0522 遠野市新穀町6番1号 あすもあ遠野2階 電話0198-62-2456